

函館市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月10日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第49号

##### 函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第32条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第51条第2項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第110条の3第2項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第110条の3第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第8条の3中第21項を第23項とし、第20項を第22項とし、第19項を第20項とし、同項の次に次の1項を加える。

21 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3中第18項を第19項とし、第12項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）附則第8条の3第12項および第21項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第8条の3第21項の規定は，令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和6年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。